



能力評価基準【発破・破砕】

CCUS職種コード		0 1「特殊作業員」－0 1 特殊作業員 0 2「普通作業員」－0 1 普通作業員 1 4「運転手（特殊）」－0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工 1 8「さく岩工」－0 1 さく岩工 5 2「その他（施工）」－2 6 解体工、2 7 解体工（コンクリート工作物）
能力評価実施団体		（一社）日本発破・破砕協会
呼 称		発破・破砕技能者
レベル4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録発破・破砕基幹技能者〔00037〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91045） ◇1 級建設機械施工技士（30009） ◇1 級土木施工管理技士（30005） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（92045） ✓2 級建設機械施工技士（30010） ✓2 級土木施工管理技士（30006） ✓発破技士（34003） ✓甲種火薬類取扱保安責任者（34001） ✓乙種火薬類取扱保安責任者（34002） ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者（40005） ✓地山の掘削作業主任者技能講習（旧）（40006）および土止め支保工作業主任者技能講習（旧）（40007） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと ●職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）（60011）
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3 年（645日）
	保有資格	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習（40035） ✓車両系建設機械（解体用）運転技能講習（40036） ✓不整地運搬車運転技能講習（40038） ✓高所作業車運転技能講習（40039） ✓小型移動式クレーン運転技能講習（40031） ✓玉掛け技能講習（40040）
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有可。 []は、ccus職種コードを示している。
 ※ レベル3の保有資格：2級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士の上位資格である1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士も可。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。